

<一般委託>

JR久里浜駅前広場整備業務(一般委託)仕様書

JR久里浜駅前広場整備業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙 業務内容の 1 業務概要のとおり
2	履行期間	契約の日から令和3年3月23日まで
3	施行場所	横須賀市久里浜1丁目3番地
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	本業務労務単価は令和2年3月単価です。それ以外の資材費等は1月改定単価を採用しています。
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)(横須賀市) (2)産業廃棄物収集運搬業許可(神奈川県知事または横須賀市長の許可) (「種類:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は、前期・後期の2回払いで、各回業務終了後、受託者の請求により精算する。ただし、前期の支払額に一月未満の端数を生じた時は、後期で精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	環境政策部公園管理課 担当 中田 喜吉 電話 046-822-8334(直通)、(内線2751)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

JR 久里浜駅前広場整備業務内容

- 1 業務概要 本業務は当該広場に、マリーゴールドの栽培と既存アメリカフヨウの管理を行うものである。栽培管理に伴う土壌改良（施肥・耕起・耕耘）、播種、灌水、除草、中耕及び外柵付近の除草清掃を行う。

区域	マリーゴールド栽培区域	1,358 m ²
	アメリカフヨウ管理区域	201 m ²
	柵外除草清掃区域（外周）	232 m
	管理用通路（幅2m）	146 m

- 2 業務内容【前期（6月～9月末）・後期（10月～翌3月23日）】

①機械除草（肩掛け式）

機械除草を行う。草刈・集草・積込・運搬・処分を含む。

②施肥（元肥）

除草後本市が支給する肥料を均一に散布する。

③耕起・耕耘（トラクター1t級）

肥料等散布後、トラクター（1t）で3回耕起・耕耘する。平均耕耘の深さ20cm。耕耘後、ゴロ土やゴミを除去の上、花壇の表面をきれいに均すこと。

④播種（人力播種）

人力により種を均一に播く。播く方法は、平均畝間を60cm、10cm間隔の点蒔きとする。播種後、種が見えない程度に覆土する。覆土後、手で播いたところをおさえる。水をたっぷり施す。（m²@10ℓ以上施す。）人力播種には、床土への播種、覆土、灌水、片付けを含む。発芽が悪いところは速やかに追い播きする。

⑤灌 水 工

一気に発芽させるため、乾燥が続いている時は、芽が出そうまでまめに灌水を行う。また、日照りが続いた場合等の状況を判断して灌水を行う。

（水は、くりはま花の道に設置してある散水栓から汲んで使用する。汲んで運搬する手間も本契約に含まれる。汲んできた水を動噴で灌水する時は“はす口”を使用して丁寧に散水する。）m²@10ℓ以上施す。

⑥人力除草

雑草が繁茂する前に、株の周りや柵外的人力除草を行う。集草・積込・運搬・処分まで含む。

⑦中耕工

畝間を三角鎌で雑草を削り取る。削り取った雑草を三角鎌で畝間を耕しながら土の中にすき込む。中耕は、雑草が花の生育に支障をきたさないように行う。

雑草が大きくなってすき込めない時は搬出すること。集草・積込・運搬・処分まで含む。

⑧管理用通路

作業スペースとして使用する部分で幅2mの指定延長以下とし、効率的かつ景観に配慮した配置とする。機械除草のみ行う。

マリーゴールド栽培業務

- ① 機械除草（肩掛け式）：2回 3,300 m²
1,358 m²×2回（栽培前・後）=2,716 m²
通路 146m×2m×2回= 584 m²
- ② 施肥（元肥） 市支給品 1,358 m²
・肥料 m²@0.1kg を散布
・苦土石灰 m²@0.1kg を散布
・土壤改良材 m²@0.4kg を散布
- ③ 耕起・耕耘（トラクター1 t級） 1,358 m²
大きな土塊・根・石・ゴミ等は除去すること
- ④ 播種（人力播種） 1,358 m²
マリーゴールドの播種において使用する種子は、マリーゴールド・アフリカントール
（m²@5ml）とする。
- ⑤ 灌水工：4回 1,810 m²
(1,358 m²/0.6m) ×幅0.2m×4回≒1,810 m²
- ⑥ 人力除草：2回 905 m²
(1,358 m²/0.6m) ×幅0.2m×2回≒905 m²
- ⑦ 中耕工：2回 1,810 m²
(1,358 m²/0.6m) ×幅0.4m×2回≒1,810 m²

アメリカフヨウ管理

- ① 花壇管理工：1回 201 m²
 $201 \text{ m}^2 \times 1 \text{ 回} = 201 \text{ m}^2$
アメリカフヨウの生育状況に応じて、剪定・枯葉やゴミの処理・植え直しなどの作業を行うものである。
アメリカフヨウは、花が終わる頃（11月頃）に根元から20cmくらいを残して剪定をする。集積・積込・運搬・処分を含む。
- ② 施肥（追肥）：1回 201 m²
アメリカフヨウの株付近に人力にて肥料を混ぜ込む。（8月頃）
・肥料（市支給品） $\text{m}^2 @ 0.1\text{kg}$ を均一に散布する。
- ③ 人力除草：4回 536 m²
 $201 \text{ m}^2 / 0.6 \times \text{幅} 0.4\text{m} \times 4 \text{ 回} = 536 \text{ m}^2$
雑草が繁茂する前にアメリカフヨウ株周りの除草を行う。集草・積込・運搬・処分まで含む。

柵外除草清掃

- ① 人力除草：4回 464 m²
外周総延長 232m × 幅約 0.5m × 4回 = 464 m²
- ② 清掃工：25回 5,800 m²
外周総延長 232m × 幅約 1.0m × 25回 = 5,800 m²
外柵付近（歩道含む）に散乱した畑土・枯葉・紙屑、空き缶等の清掃を随時するものである。犬・猫の糞も綺麗に除去すること。

支給品運搬

市支給品（肥料・苦土石灰・土壌改良材）を指定場所で受領し搬入する。 1 台
標準2tトラック

3 一般事項

- (1) 業務施行にあたり、業務計画書を提出し監督員の承認を得ること。
業務計画内容を変更する時は、監督員と協議し変更内容を文書で提出すること。
- (2) 受託者は本仕様書に基づき、業務内容を速やかに履行すること。
- (3) 花壇管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての花に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、通行者等の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置するとともに監督員に速やかに報告すること。
- (5) 当該花壇で発生したゴミや抜き取った草花等は、本市規定に基づき一般廃棄物・産業廃棄物に分別収集し、一般廃棄物は横須賀ごみ処理施設「エコミル」まで運搬・処分し、産業廃棄物は、不入斗一時保管場所まで運搬すること。処理施設への搬入の際は2名以上で搬入すること。
ゴミを運搬処理する際、ゴミ等を散乱させないように十分に注意すること。
なお、横須賀ごみ処理施設への持込料は本契約に含まれる。
- (6) 下請負者について、必要とする場合は本市の承諾を得ること。
- (7) 作業予定に変更を生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (8) 本業務に用いる機械器具および消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (9) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (10) 写真は、材料写真、各作業の施工前、施工中、施工後の写真を撮ること。
- (11) 本仕様書に明記ない事項で、疑義を生じた場合は、監督員と協議し、遺漏のないよう施工すること。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、甲の指定する集積所に搬入する。

3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

4 乙は、第2項に指定する集積所以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。

5 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

6 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

7 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から集積所における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。
この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。
（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

JR 久里浜駅前広場 平面図

